

(仮称) 増毛町風力発電事業

環境影響評価方法書についての 意見の概要と事業者の見解

平成 30 年 2 月

有限会社 稚内グリーンファクトリー

目 次

第1章 環境影響評価方法書の公告及び縦覧	1
1. 環境影響評価方法書の公告及び縦覧	1
(1) 公告の日	1
(2) 公告の方法	1
(3) 縦覧場所	2
(4) 縦覧期間	3
(5) 縦覧者数	3
2. 環境影響評価方法書についての説明会の開催	4
(1) 公告の日及び公告方法	4
(2) 開催日時、開催場所及び来場者数	4
3. 環境影響評価方法書についての意見の把握	4
(1) 意見書の提出期間	4
(2) 意見書の提出方法	4
(3) 意見書の提出状況	4
第2章 環境影響評価方法書の環境保全の見地からの提出意見の概要と事業者の見解	5

第 1 章 環境影響評価方法書の公告及び縦覧

1. 環境影響評価方法書の公告及び縦覧

「環境影響評価法」第 7 条の規定に基づき、当社は環境の保全の見地からの意見を求めるため、方法書を作成した旨及びその他事項を公告し、方法書を公告の日から起算して約 1 月間縦覧に供した。

(1) 公告の日

平成 29 年 12 月 7 日（木）

(2) 公告の方法

① 日刊新聞紙による公告（別紙 1 参照）

下記日刊紙に「公告」を掲載した。

- ・平成 29 年 12 月 7 日（木）付 北海道新聞 旭川北見版（朝刊）
- ・平成 29 年 12 月 7 日（木）付 日刊留萌新聞（夕刊）

※平成 29 年 12 月 21 日（木）に開催する説明会についての公告を含む。

② 地方公共団体の公報、広報誌によるお知らせ

下記広報誌に「お知らせ」を掲載した。

- ・広報ましけ 12 月号（別紙 2-1～2-2 参照）

<http://www.town.mashike.hokkaido.jp/menu/kouho/pdf/2017.12.pdf>

- ・広報るもい 12 月号（別紙 2-2 参照）

<http://www.e-rumoi.jp/content/000045020.pdf>

- ・広報うりゅう 12 月号（別紙 2-3 参照）

<https://www.town.uryu.hokkaido.jp/uploaded/attachment/1179.pdf>

③ インターネットによるお知らせ

平成 29 年 12 月 7 日（木）又はそれ以降から、下記のウェブサイト「お知らせ」を掲載した。

- ・北海道のウェブサイト（別紙 3-1～3-2 参照）

<http://www.w-greenfactory.co.jp/mashike/houhosyo/top.html>

- ・増毛町 ウェブサイト（別紙 3-3 参照）

<http://www.town.mashike.hokkaido.jp/menu/kakuka/kikakuzaisei/pdf/kankyoei-kyou-kokuji.pdf>

- ・雨竜町 ウェブサイト（別紙 3-4 参照）

<https://www.town.uryu.hokkaido.jp/soshiki/ringyou/tozansyuuryou.html>

- ・北竜町 ウェブサイト（別紙 3-5 参照）

<http://www.town.hokuryu.hokkaido.jp/news/news-detail.php?id=147>

- ・有限会社 稚内グリーンファクトリー ウェブサイト（別紙 3-6～3-7 参照）
<http://www.w-greenfactory.co.jp/mashike/houhosyo/top.html>

(3) 縦覧場所

関係自治体庁舎の計 6 箇所において縦覧を行った。また、インターネットの利用により縦覧を行った。

① 関係自治体庁舎での縦覧

- ・北海道留萌振興局 保健環境部環境生活課
北海道留萌市住之江町 2 丁目 1 番地 2
- ・北海道空知総合振興局 保健環境部環境生活課
北海道岩見沢市 8 条西 5 丁目 1-3
- ・増毛町役場 企画財政課
北海道増毛郡増毛町弁天町 3 丁目 61 番地
- ・留萌市役所 政策調整課
北海道留萌市幸町 1 丁目 1 1
- ・雨竜町役場 産業建設課
北海道雨竜郡雨竜町字フシコウリウ 104 番地
- ・北竜町役場庁舎内
雨竜郡北竜町字和 11 番地 1

② インターネットの利用による縦覧

- ・有限会社 稚内グリーンファクトリー ホームページ
<http://www.w-greenfactory.co.jp/mashike/houhosyo/top.html>

(4) 縦覧期間

- ・縦覧期間：平成 29 年 12 月 7 日（木）から平成 30 年 1 月 12 日（金）まで
（土・日曜日、祝日を除く。）
- ・縦覧時間：午前 9 時～午後 5 時
- ・電子縦覧：平成 29 年 12 月 7 日（木）午前 9 時から平成 30 年 1 月 12 日（金）
午後 12 時まで

なお、インターネットの利用による縦覧については、電子縦覧の期間、常時アクセス可能な状態とした。

(5) 縦覧者数

縦覧者数（意見書箱への投稿者数）は 6 名であった。

（内訳）北海道留萌振興局 保健環境部環境生活課	0 名
北海道空知総合振興局 保健環境部環境生活課	0 名
増毛町役場 企画財政課	1 名
留萌市役所 政策調整課	0 名
雨竜町役場 産業建設課	5 名
北竜町役場庁舎内	0 名

なお、インターネットの利用によるウェブサイトへのアクセス数は 640 回であった。

2. 環境影響評価方法書についての説明会の開催

「環境影響評価法」第7条の2の規定に基づき、方法書の記載事項を周知するための説明会を開催した。

(1) 公告の日及び公告方法

説明会の開催公告は、環境影響評価方法書の縦覧等に関する公告と同時に行った。

(別紙1、別紙2、別紙3参照)

(2) 開催日時、開催場所及び来場者数

説明会の開催日時、開催場所及び来場者数は以下のとおりである。

① 開催日時、開催場所及び来場者数

平成29年12月21日(木)

・開催時間及び場所：

18:30～20:00 増毛町文化センター 中ホール

(北海道増毛郡増毛町南畠中町2丁目25)

来場者数：14名

3. 環境影響評価方法書についての意見の把握

「環境影響評価法」第8条の規定に基づき、環境の保全の見地から意見を有する者の意見の提出を受け付けた。

(1) 意見書の提出期間

平成29年12月7日(木)から平成30年1月29日(月)まで

(郵送の受付は当日消印まで有効とした。)

(2) 意見書の提出方法

環境保全の見地からの意見について、以下の方法により受け付けた。

① 縦覧場所に設置した意見書箱への投函

② 有限会社 稚内グリーンファクトリーへの書面の郵送、FAX及び電子メール

(3) 意見書の提出状況

合計7名の方から、8通の意見書が提出された。

第 2 章 環境影響評価方法書の環境保全の見地からの提出意見の概要と事業者の見解

「環境影響評価法」第 8 条の規定に基づく環境影響評価方法書について、環境の保全の見地から提出された意見は 56 件であった。なお、環境の保全の見地以外から提出された意見は 3 件であった。方法書についての意見の概要並びにこれに対する事業者の見解は、次のとおりである。

環境影響評価方法書について提出された意見の概要と事業者の見解（意見書 1）

<事業計画、植物等>

北海道雨竜町 A 氏

No.	意見の概要	事業者の見解
1	○箸別地区一般登山者の利用、及び緊急車両の通行に関して 事業区域箸別地区の町道及び林道は暑寒別岳登山道箸別ルートを経路です。貴社による数年間に及ぶ林道拡幅工事と建設資材の搬入が実施されますが、登山道箸別ルートを利用する登山者の通行（登山する人、下山してきた人）及び緊急車両の支障なき通行を登山期間中の全日において保証される事が前提となります。 自然公園法第一条「優れた風景地を保護するとともにその利用の増進を図ることにより、国民の保護、休養及び教化に資するとともに…目的とする。」からも民間事業による利用制限をする地域ではありません。ましてや他に代替道のない林道で人命にかかわる緊急車両の通行制限は認められません。 登山道箸別ルートに係る道路の安全通行に回答を願います。	交通規制を行う場合には、林道管理者である町及び警察、消防と協議の上、必要な届出を行います。

環境影響評価方法書について提出された意見の概要と事業者の見解（意見書2）

<事業計画、植物等>

北海道雨竜町 A 氏

No.	意見の概要	事業者の見解
2	○造成地の緑化で「地域の在来種（種子吹き付け）、植栽による法面保護…」に係して、外来植物の侵入と対拠を伺います。 開発、造成地の緑化が原因で外来植物が繁茂するのが全道で見うけられる現象です。緑化は地域の植物相を攪乱するからです。「地域の在来種の種子」とは増毛・留萌地方に生息する植物群で北海道全域に生息する植物ではありません。当該地に生息しない植物を持ち込むことは「国内移入種」となり、外来種に該当します。外来植物の繁茂は在来種を駆逐して地域植生から地域生態系を変え生育する昆虫から哺乳類鳥類までの生息圏を改変します。また暑寒別岳高山植物群落まで伝播すると希少種の衰退など重大な影響を与えます。 雨竜側の施設整備による持ち込みで毎年抜き取り防除を実施しています。緑化による外来種の持ち込みは暑寒別の自然生態系を壊します。 また事業主による外来種の抜き取り作業で原状復元に努めてください。事後管理による自然回復の義務が事業者責任です。	緑化については、法面の安定化を勘案しつつ、周辺に分布する在来植生に近づけることを目標と考えています。現地調査により、改変予定箇所では外来種が確認された場合は、周辺への拡散防止に努めます。
3	○事業区域の林道、町道など既設道路による搬入等について 北海道環境審議会（第5回）において事業の地域を概ね100m以上の平坦な台地状地形と回答していますが、貴社の事業実施区域はいずれも標高200～450mの特徴的な海岸段丘地形です。立地認識は正しいのか伺います。 当該地は水平200mで標高差50mの急斜面に林道はヘアピンカーブと蛇行道で幅3～5mで造成されている。また箸別市街湯の沢住宅街は道沿いに住宅が並び現状で10tダンプカーでも走行が厳しい状況である。 「既存の林道、町道を利用する」とあるが、全長50～60mのポールトレーラーや200t級の超大型クレーンが通行できる道でない。拡幅で対応できる急斜面ではない。 運搬道、作業道など既設利用に名を貸りた自然破壊である。作業道、搬入道の造成、箸別市街住宅居住者への対応、など具体的な回答を願います。	事業の地域特徴としては海岸段丘地形と認識しております。標高100m以上の平坦な台地状地形は、事業地周辺における風力発電機の配置に適した範囲を示したのになります。 搬入路の設置については、今後、事業の進捗に伴い具体的化してまいります。計画に当たっては可能な限り環境影響を低減するよう努めます。当該ルートについては必要に応じて、適切な予測及び評価を行います。 また、作業道、搬入道の造成については、起立装置等を用いることを検討しますが、具体的な計画については準備書以降でお示しします。

環境影響評価方法書について提出された意見の概要と事業者の見解（意見書 3）

<事業計画、水質、動物、低周波騒音、景観 等>

北海道雨竜町 B 氏

No.	意見の概要	事業者の見解
4	■ 基本的な考え方 暑寒別天売焼尻国定公園は、主峰暑寒別岳と 10 数座の山並、島嶼が一带となって自然生態系の繋がりを持ち、ラムサール条約登録湿地雨竜沼湿原や暑寒別岳高山植物群落などの特別保護地区があり、広大な暑寒別岳山麓は自然度が高い植生や保安林を有した重要な自然環境のまとまりの場です。 特に事業実施区域を含む山麓を流下する暑寒の清流は地元の水道水源として、さらにサケ回帰河川である暑寒別川、箸別川、信砂川とその集水域は動植物の生育・生息地として、増毛の文化と歴史と住民の生活を支え育んできた森里川海を豊かに保ち繋げている、環境保全地域です。 地球温暖化対策は 2015 年の COP21 (国連気候変動枠組条約第 21 回締約国会議において「パリ協定」が締結されました。私たちも温室効果ガスの排出削減に努め、再生可能エネルギーの一つとして風力発電を活用することに賛成しています。しかし風力発電による種々の影響が報告されています。環境保全地域での導入により、自然生態系に影響を及ぼすことは SDGs (持続可能な開発目標、日本政府はジャパン SDGs アワード創設) 目標の 1 つ「環境の保全」の意義に適合しません。 風力発電事業は暑寒別山系全域に影響を及ぼす懸念があり、時間をかけてゾーニングによる順応的管理(前後影響比較法なども含めた)などの検証が必要です。長期的な風力発電事業は、生活権と係わる地域の全住民への丁寧な情報公開と、地域一帯となって連携する社会的合意によって取り組まれる事業と考えます。 以下に意見を述べますので、ご回答、ご教示をお願いします。	暑寒別天売焼尻国定公園をはじめ、事業地周辺に広がる自然環境の重要性については認識しております。本事業にあたっては、適切な調査、予測及び評価を実施し、必要に応じた環境保全措置を検討することで、影響の回避・低減に努めてまいります。 また、住民説明会等を開催し、地域住民の方々からご理解を得られるよう、丁寧に説明させていただきながら事業を進めてまいります。

No.	意見の概要	事業者の見解
5	■水資源の保全について 方法書では事業実施区域から留萌市と増毛町の上水道取水地である「増毛町新信砂地区水資源保全地域」と保安林の一部を除外していますが、箸別と信砂の両事業区で水源涵養保安林が853ha含まれています。 事業実施区域に隣接して箸別川、信砂川と信砂川に合流する新信砂川が流れ、それらの各支流が区域内を流れています。樹木伐採と地形改変地での、近年の短時間豪雨、融雪水による土砂流失などは地形構造から貯泥池や沈砂池だけで防げず、また事業に伴う土砂粉塵による取水河川の汚濁が容易に想定されます。さらにサケ回帰河川と前浜漁業など、既存産業へ影響をもたらす懸念があります。 暑寒別岳山麓が水源涵養保安林に指定されている意義に鑑み、人間の生命の水に係わる地域は生活権として最優先の環境保全地域で、影響を低減して許容される事象ではありません。 飲料水、川の汚濁を回避できる根拠を、また係る事象が生じた時の補償対応について回答をお願いします。	対象事業実施区域の絞込の過程で、水資源保全地域を除外する他、隣接する水源涵養保安林も極力除外を行いました。が、事業性及び経済性の観点から、保安林の一部が含まれております。ただし、保安林に含まれる範囲については、人為的影響の少ない保安林は極力除外して抽出するといった環境配慮を行っております。 樹木の伐採、地形改変に当たっては、排水計画等の必要な措置について所管する行政機関と協議し、その指導に従うと共に、関係法令を遵守して設計・施工を行います。
6	■生態系の保全について 自然生態系はその地域ごとに特徴のある生態系ピラミッドが形成され、暑寒別地区はその頂点に立つヒグマやオオワシ、オジロワシなどの生息地域です。 貴社が生態系で「一時的な影響」と評価している事項は、風車が稼動する以上は「永続する」事象です。自然度の高いまとまりの生息圏を分断する事業と、その後の風車の稼動で動物たちが生息圏から追い出され、土地改変による自然植生の消失と代償植生の成立、森林伐採と緑化による外来植物の導入などで野生生物種の衰退など、生息地の改変は地域生態系の崩壊を招きます。 国定公園に隣接する自然度の高い山麓地域は、森里川海の繋がりをそのまま保全する地域です。 貴社の自然生態系の保全に取り組むCSRについて、お考えを聞かせてください。	自然生態系への影響については適切な現地調査、予測及び評価を実施し、必要に応じた環境保全措置を検討してまいります。 また、既存の林道・作業道や、すでに人為的な影響を受けた農耕跡地などを極力利用することにより、改変面積を可能な限り小さくする事業計画とするよう努めたいと考えております。

No.	意見の概要	事業者の見解
7	1. 植物・植生の保全に関して 事業区域は自然環境保全法による自然環境保全基礎調査で、植生自然度が高いとされた地域です。さらに暑寒別岳を含む増毛山地は、北海道における温帯系植物の分布で「ドクウツギ型分布」（渡辺定元、1960）と分類され、固有な植物相を形成しています。当該地一円のプロラリストと生育分布図の作成により、レッドリスト 2017 掲載種および生育特性を有する種は生育地保全が原則です。 生育地の改変は一時的影響でなく、種の消失を伴い永続的です。暑寒別岳一帯の固有な植物相を永続的に保全することが求められる地域です。	ご指摘事項について留意し、専門家に助言を戴きつつ、適切に調査、予測及び評価を実施し、適切な環境保全措置について検討いたします。
8	2. 事業実施区域の緑化について 方法書で「切盛土面等は可能な限り地域の在来種などによる緑化（種子吹き付け等）又は植栽を実施…」、「裸地の早期緑化等を行い…」、「外来種の拡散防止を検討する」、と種々の記述があります。「地域の在来種」とは増毛地方に分布する植物種であり、北海道に分布する植物種を意味しません。増毛地方で分布しない植物種の導入は、たとえ在来植物でも「国内移入種」に含まれる外来植物の導入を意味します。自然度の高い地域に外来植物の導入は在来植物を駆逐して、植生改変はそこに生息する野生生物への影響が計り知れません。暑寒別岳箸別ルートを伝播して国定公園特別区域へ、さらに高山植物群落特別保護地区への侵入が懸念されます。人為的荒廃が永続的に拡大を続けます。 同国定公園の雨竜町の登山施設整備の緑化により導入された特定外来生物指定種を含む防除は、雨竜沼湿原を愛する会が環境省外来生物法による防除認定許可を受け、雨竜町と協働して継続実施、自然環境の保全に努めています。 貴社は北海道環境影響評価審議会（第 5 回 2017 年 8 月 10 日）の事業者解答（2 次）において、「侵略的な外来植物等を対象に侵入、拡散防止の観点から対策を検討します」と解答されていますが、特定外来植物や侵略的外来植物などを問わず、当該地で既に分布している外来植物種を含めて、外来植物の導入は外来生物法の趣旨に鑑み、全て不可です。 外来植物を導入しない緑化方法について回答をお願いします。また事業実施中、および風車稼動後において生育繁茂した外来植物の防除について、自然生態系の保全の見地から貴社の対応策を教えてください。	緑化については、法面の安定化を勘案しつつ、周辺に分布する在来植生に近づけることを目標と考えています。現地調査により、改変予定箇所では外来種が確認された場合は、周辺への拡散防止に努めます。

No.	意見の概要	事業者の見解
9	3. 野生動物、特にエゾシカの生息地域としての事業実施区域、その影響について 事業実施区域はエゾシカの生息地域と良く一致します。エゾシカは希少動物ではなく、北海道はエゾシカ管理計画(第5期、平成29年3月策定)により対策を講じています。全道的に捕獲により推定生息数が減少していますが、留萌・北空知地区は増加傾向にあります。 エゾシカによる顕著な事例で、増毛管別地区で分布する環境省RDB2014およびレッドリスト2017で絶滅危惧Ⅱ類(VU)のコジマエンレイソウ(ユリ科)は、2010年当時に2000-3000個体の群生地が2017年は100個体以下と食害で減少していることを第5次レッドリスト北海道調査で報告しています。またラムサール条約登録湿地で特別保護地区雨竜沼湿原では、信砂川上流部のエゾシカが山稜を登り湿原域に侵入して開花植物を採食、2017年に北海道総合研究機構環境科学研究センターと空知総合振興局、雨竜沼湿原を愛する会、雨竜町が合同で食害調査を実施、今後5カ年計画で防除対策を継続します。(別添資料 北海道新聞2018年1月9日付「雨竜沼湿原でシカ食害深刻」) 暑寒別周辺域で、エゾシカによる顕著な悪影響に対策を講じている現状で、貴社事業実施区域の約2700haの広大な生息圏の消失はエゾシカが新たな生息地と採餌地を求めて、雨竜沼湿原を含む国定公園域や増毛郊外の田畑で採餌や市街地への進出など、二次的な農林業等の被害拡大が懸念されます。 特別保護地区暑寒別岳高山植物群落などを含む国定公園の周辺地域一帯は生物多様性の保全のために風力発電の導入可能地域ではなく、環境保全地域と考えます。ファウナリストの作成と事業による動物類の拡散による被害状況シュミレーションと対策について回答をお願いします。	エゾシカも含めた哺乳類調査を実施します。調査結果については、専門家へのヒアリングのもと、適切な予測及び評価を行ってまいります。
10	4. 鳥類への影響について 風力発電の大きな課題の一つが、鳥類のバードストライクです。事業実施区域は信砂川と恵岱別川と雨竜川を結ぶ渡り鳥のフライウェイに含まれ、マガン、ヒシクイ、コハクチョウなどの飛翔ルートです。またオオワシ、オジロワシなどの飛翔地区で、山野鳥も多くバードウォッチングに適した場所です。 鳥類は短時間調査で全容把握が出来ず、時間性、季節性の長期間調査が重要です。鳥類センシティブイマップの作成と公開により、事業実施区域の検証と保護に努めてください。	本事業の調査計画については、専門家の助言を踏まえ計画しております。調査結果についても、専門家へのヒアリングのもと、適切に調査、予測及び評価を行ってまいります。

No.	意見の概要	事業者の見解
11	■事業実施区域での緊急車両の通行と一般登山者の利用の確保について 事業実施区域箸別地区の暑寒別岳箸別ルートに繋がる町道または林道は、登山可能期間中の全日において支障なき通行の確保が前提となります。 方法書では、林道の拡幅工事や建設資材の搬入などで既存の道路を利用するとあります。国民が国立公園を利活用するための登山ルートに繋がる道路が、民間事業で通行規制されることは疑問です。他に代替道路がない地域で緊急車両の通行規制は人命に係わることです。 登山道箸別ルートに繋がる町道などの安全通行の確保について、回答をお願いします。	交通規制を行う場合には、林道管理者である町及び警察、消防と協議の上、必要な届出を行います。
12	■超低周波音、騒音について 風力発電による健康被害で、超低周波音などにより睡眠障害、頭痛、ストレスなどの不定愁訴を発症することが社会問題の一つとなっています。これらの愁訴は長期間曝されることにより発症する特徴があり、その期間と症状に個人差があります。治療は原因を除くこと、つまり超低周波音を除去することが治癒への方針で、最悪は増毛から転居することを意味します。 人の生活環境に影響を及ぼすおそれがある風力発電では、地域の全住民に風車稼働後の症状発現の対応なども含めた十分な説明と協議が必要と考えます。	超低周波音など様々な環境要素について、環境影響評価手続き等を通して、適切に調査、予測及び評価を実施いたします。地域の住民のみなさまへの説明及び協議については、丁寧な対応ができるよう留意いたします。
13	■景観・眺望について 北海道環境言判面審議会(第5回)で、「雨竜沼湿原展望台が可視領域に含まれる可能性を含め、適切に予測、評価を行います」と解答されています。 雨竜沼湿原は「雨竜沼湿原の保全等に係る検討会」(空知総合振興局環境生活課、同森林室、雨竜沼湿原を愛する会、雨竜町、雨竜町教育委員会など官民7団体)で、雨竜沼湿原の自然環境保全のあり方を協議して、基準は雨竜沼湿原の湿原生態形に適合する施設、景観の保全と維持です。 湿原展望台から東に大雪山旭岳連峰が、北西に留萌礼受の日本海が眺望できます。そこに風車が視野に入るとは、人工建造物が無い自然と調和した雨竜沼湿原の景観価値が大きく損なわれ、地元住民や雨竜沼湿原に係わる誰もが望まない景観です。フォトモンタージュ法で、湿原展望台から風車が眺望される可能性がある場合は影響の低減でなく、事業計画の変更を強く求めます。	施設の稼働に係る景観等については、方法書に示すとおり適切に調査、予測及び評価を実施し、住民の皆様のご理解を得られるよう対応をしていきたいと考えております。
14	■北海道新聞 雨竜沼湿原 シカ食害深刻 草花3種 7割超の被害(以下記事は略) 「雨竜沼湿原を愛する会」の活動など	ご紹介ありがとうございます。

環境影響評価方法書について提出された意見の概要と事業者の見解（意見書 4）

<その他>

北海道札幌市 C 氏

No.	意見の概要	事業者の見解
15	配慮書で出力 17 万 kw3800kw45 基としながら、方法書では 19 万 kw3800～4300kw50 基とは、まるでだましでありインチキで卑劣極まりないやり方である。しかもネット縦覧で、期日過ぎにはさっさとアセスも見られないようにするとは、関係省庁の指導にも従わないまったく酷い仕業と言ってよい。このように全く誠意のない事業者であるものに、本事業をさせるという事は今後の対応にも全く誠意を持って対応されるとは、到底思えない。したがって本事業は、即刻全面撤退、一切の作業をしないものとするよう意見をする次第である。 意見書はいつまでも見ることもできダウンロードもプリントアウトも出来るのに、同様の形式を持ってアセス書も出せばよいのにわざわざ異なる形式で公開する手間までかけて関係省庁の意向にも従わないのはきわめて不誠実である。 このようなものに誠意を持って事業を進められるとは到底思えない。猛省を促すとともに、事業の推進をやめるようここに意見書を提出するものである。	本事業は国及び北海道のエネルギー政策に即したものであり、再生可能エネルギーである風力資源を利用した風力発電所を建設し、地元の活性化を図ると共に、地球温暖化対策、さらにはわが国のエネルギー自給率の向上に寄与することを目的としております。これらの目的達成に寄与するため、本事業を推進してまいります。 インターネットによる図書の電子縦覧におけるダウンロード保存や印刷の制約については、ご意見を参考として、準備書以降の手続きで検討いたします。

環境影響評価方法書について提出された意見の概要と事業者の見解（意見書 5）

<動物、その他>

神奈川県川崎市 D 氏

No.	意見の概要	事業者の見解
16	■ コウモリ類について コウモリは夜間にたくさんの昆虫を捕食するので、生態系の中で重要な役割を持つ動物である。また害虫を食べるので、人間にとって、非常に役立つ益獣である。風力発電施設では、バットストライクが多数生じている。コウモリ類の出産は年 1～2 頭程度と、繁殖力が極めて低いため、死亡率のわずかな増加が、地域個体群へ重大な影響を与えるのは明らかである。国内では今後さらに風車が建設される予定であり、コウモリ類について累積的な影響が強く懸念される。これ以上風車で益獣のコウモリを殺さないでほしい。	コウモリ類については、専門家から助言を戴きつつ、現地調査及び環境影響に関する予測評価を実施し、必要に応じて保全措置を検討いたします。また、風力発電機稼働後に事後調査を行い、バットストライクの発生状況を確認し、専門家の助言をふまえ、必要に応じて追加的な環境保全措置を検討することとしています。
17	■ コウモリ類について 事業者は重要種以外のコウモリについて影響予測や保全をしないようだが、「重要種以外のコウモリは死んでも構わない」と思っているのか？日本の法律ではコウモリを殺すことは禁じられているはずだが、本事業者は「重要種以外のコウモリ」について、保全措置をとらずに殺すつもりか？	自然環境保全の観点から、重要種以外でも影響が大きい場合は、専門家と相談の上、環境保全措置を検討したいと考えます。

No.	意見の概要	事業者の見解
18	■ バットストライクの予測は定量的に行うこと P352 予測の手法について「貴重な種及び注目すべき生息地について、事業による分布・個体数及び生息環境の変化を文献その他の資料による類似事例等の引用により推定し、影響を予測する」とあるが、事業者の行う「コウモリ類録音調査(自動録音バットディテクターによる調査)」は定量調査であり、定量的な予測手法も存在する。よってバットストライクの予測は「定量的」に行い、年間の衝突頭数を予測し、保全措置により何個体低減するつもりか、<u>具体的な数値を示すこと</u>。	ご指摘事項について留意し、専門家に助言を戴きつつ、調査・解析、予測及び評価を実施いたします。
19	■ 専門家へのヒアリング年月日が記載されていない。 専門家ヒアリングは適切な時期に実施するべきだが、年月日が記載していなければ適切な時期にヒアリングを実施したのか閲覧者は判断できない。よってヒアリング年月日を記載するべきである。	ご指摘のとおり、準備書以降の図書において記載いたします。
20	■ コウモリの音声解析について コウモリの周波数解析(ソナグラム)による種の同定は、国内ではできる種とできない種がある。図鑑などの文献にあるソナグラムはあくまで参考例であり、実際は地理的変異や個体差、ドップラー効果など声の変化する要因が多数あるため、専門家でも音声による種の同定は慎重に行う。仮に種の同定を誤れば、当然ながら誤った予測評価につながるだろう。よって、無理に種名を確定しないで、グループ(ソナグラムの型)に分けて利用頻度や活動時間を調査するべきである。	ご指摘事項について留意し、調査を実施いたします。
21	■ コウモリの音声録音について 捕獲によって攪乱が起こるので、自動録音調査と捕獲調査は、同日に行うべきでない(捕獲調査日の録音データは解析に使用しないこと)。	ご指摘事項について留意し、調査を実施いたします。

No.	意見の概要	事業者の見解
	■ コウモリの捕獲調査について	
22	・コウモリの捕獲許可申請及び捕獲調査は必ずコウモリ類の専門家の指導のもと行うべきではないのか。	捕獲調査については、事前に専門家に調査計画をご確認戴き、指導を受けた上で実施致します。 なお、捕獲調査を行う際には、ご指摘いただいた事項にも注意し、対象個体の健康に影響がないように調査を進めます。
23	・6月下旬ー7月中旬はコウモリ類の出産哺育期にあたるため、捕獲調査を避けるべきではないのか。	
24	・ハーブトラップでは樹冠上を飛翔するタイプのコウモリ(ヤマコウモリやヒナコウモリなど)を捕獲できない。カスミ網なら捕獲できるので、「コウモリ相調査」をするつもりならば「コウモリ類の専門家の指導のもと」でカスミ網も供用するべきであろう。	
25	・捕獲したコウモリは、麻酔をせずに、種名、性別、年齢、体重、前腕長等を記録し、速やかに放獣するべきではないか。	
26	・捕獲個体やねぐらに残した幼獣への影響が大きいため、ハーブトラップは、かならず夜間複数回見回るべきだ(夕方設置して、見回りせずに朝方回収などということを絶対行わないこと)。	

No.	意見の概要	事業者の見解
27	■「回避」と「低減」の言葉の定義について 事業者とその委託先のコンサルタントにあらかじめ指摘しておく。事業者らは「影響の回避」と「低減」の言葉の定義を本当に理解しているだろうか。 事業者らは今後、コウモリ類への保全措置として「ライトアップをしない」ということを挙げるはずだが、「ライトアップをしない」ことは影響の『回避』措置であり、『低減』措置ではない。「ライトアップしないこと」により「ある程度のバットストライクが『低減』された事例」は、これまでのところ一切報告がない。	風力発電事業が環境影響評価法の対象となってからまだ数年しか経っておらず、供用後の事後調査によって、最近になってバットストライクの情報が蓄積されつつある段階です。このため、国内におけるバットストライクの発生メカニズムは、まだ十分に明らかとなっておらず、効果的な保全措置は現時点ではないものと考えております。 従って、最新の知見の収集に努め、影響が予測された場合は、可能な範囲で環境保全措置に反映させることを検討致します。 また、風車稼働後に事後調査を行い、バットストライクの発生状況を確認し、風車毎の立地特性や発生要因を精査するとともに、専門家の助言のもとに、必要に応じて追加的な環境保全措置を検討することと致します。
28	■回避措置(ライトアップの不使用)について ライトアップをしていなくてもバットストライクは発生している。 これについて事業者は「ライトアップをしないことにより影響はある程度低減できると思う」などと主張するかもしれないが、「ある程度は低減できると思う」という主張は事業者の主観に過ぎない。	
29	■回避措置(ライトアップの不使用)について ライトアップをしていなくてもバットストライクは発生している。これは事実である。昆虫類はライトだけでなくナセルから発する熱にも誘引される。またナセルの隙間、ブレードの回転音、タワー周辺の植生や水たまりなどコウモリ類が誘引される要因は様々であることが示唆されている。 つまりライトアップは昆虫類を誘引するが、だからといって「ライトアップをしないこと」により「コウモリ類の誘引を完全に『回避』できるわけではない。完全に『回避』できないのでバットストライクという事象、つまり「影響」が発生している。アセスメントでは影響が『回避』できなければ『低減』するのが決まりである。よって、コウモリ類について影響の『低減』措置を追加する必要がある。	
30	■コウモリ類の保全措置(回避)について 樹林内に建てた風車や、樹林(林縁)から 200m 以内に建てた風車は、バットストライクの高リスクが高いことが、これまでの研究でわかっている。低空(林内)を飛翔するコウモリでさえ、樹林(林縁)から 200m 以内ではバットストライクの高リスクが高くなる。よって、風力発電機は樹林から 200m 以上離すこと。	ご指摘事項もふまえ、専門家に助言を戴きつつ検討いたします。

No.	意見の概要	事業者の見解
31	■ コクモリ類の保全措置について 事業者は「環境影響を可能な限り回避・低減すべく環境保全措置を実施する」つもりが本当にあるのだろうか?既存資料によれば、樹林から 200m の範囲に風車を立てないこと(回避措置)、『カットイン風速を限られた期間と時間帯に日く設定し、低速時のフェザリングをすること(低減措置)』のみがコウモリの保全措置として有効な点法であることがわかっている。この方法は、事業者が「実施可能」かつ「適切な」、コウモリ類の環境保全措置である。	ご指摘事項もふまえ専門家に助言を戴きつつ、保全措置について検討いたします。
32	■ コウモリ類の保全措置(低減措置)について コウモリの保全措置として、「カットイン風速の値を上げることと低風速時のフェザリング」が行われている。事業者は、コウモリの活動期間中にカットイン風速を少しだけあげ、さらに低風速でフェザリングを行えば、バットストライクの発生を抑えられることを認識しているのか?	風車稼働後に事後調査を行い、バットストライクの発生状況を確認し、風車毎の立地特性や発生要因を精査するとともに、専門家の助言のもとに、必要に応じて追加的な環境保全措置を検討することと致します。
33	■ 事業者は今後、「国内におけるコウモリの保全例数が少ない(ので保全措置は実施しない又は先送りする)」といった回答をするかもしれないが、仮に「国内の事例数」が少なくても「保全措置は実施可能」であることを「先に指摘」しておく。	ご指摘事項もふまえ専門家に助言を戴きつつ、保全措置について検討いたします。
34	■ バッドディテクターによる調査について バッドディテクターの探知距離は短く、地上からでは高空、つまりブレードの回転範囲の音声はほとんど探知できない。よって準備書には使用するバッドディテクターの探知距離とマイクの設置方向(上方か下方か)を記載すること。 なお「仕様書に書いていない(のでわからない)」などと回答をする事業者がいたが、バッドディテクターの探知距離は影響予測をする上で重要である。わからなければ自分でテストして調べること。	ご指摘事項については準備書にて記載させていただきます。
35	■ P350 コウモリ類音声録音調査の調査地点数について 自動録音バッドディテクターによる調査地点が 2 地点のみであるが、風力発電機 50 基に対し、たった 2 地点でバットストライクが予測できるとした、その科学的根拠を述べよ。「利用頻度を比較する」つもりならば、すべての風力発電機設置位置(50 箇所)において日没前から日の出まで自動録音調査するべきではないのか。	ご指摘事項について留意し、専門家に助言を戴きつつ、調査・解析、予測及び評価を実施いたします。
36	■ バッドディテクターによる調査時間について バッドディテクターによる調査時間の記載がない。日没 1 時間前から日の出 1 時間後まで録音すること。	バッドディテクターによる踏査は日没 1 時間前から日没後 4 時間程度を目安に実施する予定とし、専門家に助言を戴きつつ調査を実施いたします。

No.	意見の概要	事業者の見解
37	■コウモリ類の保全措置について 事業者は目先の利益を優先し、自分たちの子孫につなぐべき生物多様性をとりあげてはいけない。『事後調査でコウモリの死体を確認したら保全措置を検討する』などという悪質な事業者がいたが、コウモリの繁殖力は極めて低いので、一時的な殺戮が地域個体群へ与える影響は大きい。 コウモリの活動期間中に『カットイン風速を少しあげ、さらに低風速でフェザリングを行えば』、バットストライクの発生を低減できることはこれまでの研究でわかっている。『ライトアップをしないこと』はバットストライクを『低減する効果』は確認されていない。さらに『事後調査』は『環境保全措置』ではない。 『影響があることを予測』しながら『適切な保全措置』をとらないのは、「発電所アセス省令」に違反する。	調査とその結果に対する分析を進め、現地のコウモリ類の生息状況の把握に努めます。 バットストライクの発生頻度については周辺の環境特性（地形・植生等）や気象条件、生息密度などによって異なることが推測されますので、風車稼働後に事後調査を行い、バットストライクの発生状況を確認し、風車毎の立地特性や発生要因を精査するとともに、専門家の助言のもとに、必要に応じて追加的な環境保全措置を検討することと致します。
38	■コウモリ類の保全措置を先延ばしにする 「国内におけるコウモリの保全事例が少ないので保全措置は実施しない(大量に殺した後に検討する)」といった回答をする事業者がいたが、そもそも「影響があることを知りながら適切な保全措置をとらない」のは、未必の故意、つまり「故意にコウモリを殺すこと」に等しい。	まずは調査とその結果に対する分析を進め、現地のコウモリ類の生息状況の把握に努めます。 その結果に基づき、予測及び評価を行う際にはご指摘事項もふまえて専門家に助言を戴きつつ、コウモリ類に対して負荷の少ない保全措置について検討いたします。
39	■意見は要約しないこと 意見書の内容は、貴社側の判断で要約しないこと。要約することで貴社の作為が入る恐れがある。 事業者見解には、意見書を全文公開すること。	頂いた意見書の全文を記載しております。

環境影響評価方法書について提出された意見の概要と事業者の見解（意見書6）

<動物、その他>

埼玉県さいたま市E氏

No.	意見の概要	事業者の見解
40	コウモリ類について 欧米での風力発電アセスメントにおいて、最も影響を受ける分類群として、コウモリ類と鳥類が懸念されており（バット&バードストライク）、その影響評価等において重点化されている。 国内でもすでに風力発電機によるバットストライクが多数起きており、不確実性を伴うものではなく、確実に起きる事象と予測して影響評価を行うべきである。 このことを踏まえて環境保全の見地から、本方法書に対して以下の通り意見を述べる。 なお、本意見は要約しないこと。	戴いたご意見・情報について留意し、専門家に助言をいただきつつコウモリ類の調査・解析、予測・評価を実施いたします。 なお、頂いた意見書の全文を記載しております。

No.	意見の概要	事業者の見解
41	1. 風況ポールに取り付けるマイクの高さをすべて記載すること。	ご指摘事項については準備書にて記載させていただきます。
42	2. 風況ポールに取り付けるマイクはブレード回転域内の高さ、それ以下の2ヶ所で十分である。なぜ1地点の風況ポールに取り付けるマイクが3カ所必要なのか具体的な理由を説明すること。	バットディテクターに接続するマイク感度の状況をふまえて3層としましたが、ご指摘事項をふまえ専門家に助言をいただきつつ検討いたします。
43	3. 高高度音声調査に使用する機種を記載すること。	現地調査にあたっては、コウモリ類の専門家の助言を受けながら適切な機種を選定して実施します。また、周波数解析による種の同定等についても、専門家の助言を受けながら慎重に行います。
44	4. 高高度音声調査はP353に記載通り、5月から11月まで連続して、欠測することなく実施すること。	ご指摘事項も踏まえ、専門家に助言をいただきながら検討いたします。
45	5. 今後の準備書においては、専門家等の意見を取り入れ、十分な経験と知識を持った者による適切な調査を実施し、定量的な予測・評価を行うこと。	ご指摘事項について留意し、専門家に助言をいただきつつ調査・解析、予測・評価を実施いたします。

環境影響評価方法書について提出された意見の概要と事業者の見解（意見書7）

<事業計画、低周波騒音、動物、景観等>

北海道石狩市F氏

No.	意見の概要	事業者の見解
46	対象事業は配慮書で171,000kW(3,800kW 45基)と提出されていたが、方法書では19,000kW(3,800～4,300kW 50基)と規模がパワーアップしています。これに伴い環境へのリスクも増すと思われます。 海外においては大型風力発電による自然界へのリスク、健康被害も報告されています。3,000kW級の大型風車は洋上でなければ許可できないような規模ときいています。 風力発電ではバックアップ電源(火発などによる)が必要であります。このことから判るように、不安定な電力の再生可能エネルギーは地球温暖化対策CO2削減には寄与していないことは明らかなです。またこの規模のバックアップ電源はどこから調達するとお考えでしょうか。 風車の余剰電力を蓄電器(ナトリウム)にとお考えでしたら、蓄電器維持の電力消費やナトリウム漏れによる事故などリスクは非常に大きいと想定されますが、この点はどのようにお考えでしょうか。	本事業は、一般送配電事業者である北海道電力(株)と協議の上、系統の安定運用には影響を与えない範囲で連系することになります。バックアップ電源についても北海道電力(株)との協議に従って検討いたします。 蓄電池の仕様については、今後詳細決定致します。消費電力については、勘案の上、事業計画を策定致します。万が一の事故発生においても周囲へ影響を与えないような計画と致します。

No.	意見の概要	事業者の見解
	■騒音・シャドウフリッカー・動植物への影響	
47	今回の事業計画は騒音及び超低周波音や低周波音の影響、景観(グルグル回る風車が常に視界に入ってくる不快感や、夜間の航空灯の点滅なども含む)の変化によるストレスなどが心配されます。既設風車においては、頭痛・目眩・耳鳴り・睡眠不足高血圧等々の健康被害により転居を余儀なくされた方達の報告があります。 事業者回答の中に「1,0～1,5kmの範囲内に住宅等の存在を確認」とあり、また「影響が生じる可能性がある」と予測する」ともあります。いかに国及び北海道のエネルギー政策であっても、そこに住む人々が安心して暮らせる権利を奪うことは許されるものではありません。 このことから、貴社は風車による影響を回避する義務があり、風車設置の変更を強く望みます。	施設の稼働に係る騒音・超低周波音、風車の影、景観等については、方法書に示すとおり適切に調査、予測及び評価を実施し、必要に応じて適切な保全措置を行っていきます。
48	鳥類の生息調査では「バードストライクによる影響を適切に予測及び評価できるよう留意して調査を行います」としながらも、自動撮影調査では様々な理由から12月～5月にかけて実施しないというのは全く誠意のないことです。 鳥類のみならず動植物においても、このような大規模な事業を行うのであれば、その調査期間や日数も大変少なく、2～3年に渡る調査が必要と思われます。特に今回のような大規模な事業を行うのであれば当然のことです。 鳥類では、国の天然記念物のオジロワシがバードストライクにより多数被害を受けています。国民の財産である天然記念物をこのような形で傷つけ無きものにしても、事業者は何の改善策も責任も取らないまま、次々と新たな風力発電事業を計画しています。国からも指導も罰則もないというのは、到底納得のいくものではありません。事業者としてどのようにお考えでしょうか。また対応策もお知らせください。	自動撮影調査は、哺乳類を対象にした調査で、6月～11月の積雪がない時期を対象に実施するものです。 本事業の調査計画については、専門家の助言を踏まえ計画しております。バードストライクについても、専門家へのヒアリングのもと、適切に予測及び評価を行ってまいります。
49	国の天然記念物以外でも多種多数の鳥類、コウモリ類が被害に遭っています。特にコウモリは風車に打ち落とされるのではなく、その風圧により肺溢血を起こし死亡すると報告があります。(打ち落とされたり落ちたものは殆どがカラスをはじめワシタカ類や地上の動物に持ち去られたり、捕食されるので正確な数の把握は不可能です) 事業者は、監視カメラなどによる24時間365日観察の義務があると考えます。どのようにお考えでしょうか。	本事業におけるコウモリ類の環境保全措置の検討にあたっては、現地調査によりその出現状況及び飛翔状況を把握し、その結果についてはコウモリ類の専門家の助言を受けながら、事業計画の中で実行可能な環境保全措置を検討いたします。

No.	意見の概要	事業者の見解
50	景観調査地点雨竜沼湿原の利用のところで事業者回答は「木道は立ち止まって休憩する場所ではなく、移動する地点と考えるゆえ、眺望点や景観の調査地点から外した」とあります。このことから貴社は利用者のことを全く理解していない、また雨竜沼湿原のみならず自然への理解も関わりも乏しいことがよく判る回答です。 木道では足元に注意し歩き、立ち止まりしながら湿原の草花、鳥類、雄大な空を観察したりする重要かつ素晴らしい道です。木道も景観調査地点に入れることを強く望みます	木道に休憩できる場所があり、かつそこで眺望を楽しむ利用者がおり、さらに風車の可視領域が木道の沿線上に含まれる場合は、主要な眺望点としての設定を検討します。
51	このたび貴社が計画をされている(仮称)増毛風力発電は高さ約170m(札幌TV塔より20メートル以上高い)、羽根一枚の長さが新幹線車両二台分より長く約60メートルもあります。ご存知のことでしょうが、回るスピードは定格で新幹線の速さに匹敵します。 またこれだけの電力を送電するにあたり高圧鉄塔がその沿線上に多数建設されることと推測します。高圧鉄塔近場では強い電磁波が発生します。近年は電磁波による障害が多発し社会問題となっています。このことによる被害や対策をどのようにお考えでしょうか。 また暴風、地震、雷などの天災によるブレードの落下やタワー倒壊、ナセルの火災などが起こった場合でも、なす術が無いのは今までの例をとっても明白です。 計画予定地で以上おような事故が起こったときの対策を回答ください。	これまでに発表された調査・研究結果によると、電力設備の電磁波による居住環境における有害な影響は認められていないと認識しております。 過去に発生した事故事例を踏まえて、経済産業省による厳格な技術基準が定められております。経済産業省が主導する各種関連分野の専門家からなる委員会の技術審査を経て、合格した案件だけが着工を許可されることとなっていますので、風力発電所の安全性は格段に高まっているといえます。 さらに、完成後の稼働は、定期点検、最新のデータ解析装置による予防保全、24時間の常時監視を徹底し、発電所の安全性を確保します。産業保安監督部の監視のもとで、最新の法令に従ったメンテナンス体制を構築し、事故が起こらないような事業運営に努めます。
52	以上のようなことから、この度の(仮称)増毛来風力発電事業の中止、もしくは計画の大幅な見直しを強く求めます。	ご指摘いただいたご意見について留意し、適切に環境影響評価手続きを進める所存です。
53	インターネット上での情報の公開が意見提出日より早い1月26日で終了しており、印刷もできないのは非常に不親切であり誠意を感じられません。 既にインターネット上で情報の公開をしているのですから、事業者回答の①②はいい訳としか受け取れません。 今回の意見書が郵送か意見箱へ提出のみというのは、納得がいきません。貴社が真摯に意見を求めているのであればインターネットによる意見の受付も行うべきではないでしょうか。	ご意見を参考として、準備書以降の手続きで検討いたします。

環境影響評価方法書について提出された意見の概要と事業者の見解（意見書 8）

<事業計画、動物、景観、人と自然との触れ合いの活動の場 等>

北海道石狩市 G 氏

No.	意見の概要	事業者の見解
54	○まえがきに、『本方法書は、(仮称)増毛町風力発電事業に係る環境影響評価の一環として「環境影響評価法」、「発電所アセス省令」、「電気事業法」に基づき、所要の事項をとりまとめたものです。』とある。 ホームページの意見書用紙に「(仮称)増毛町風力発電事業 計画段階環境方法書」とあるのは、「(仮称)増毛町風力発電事業環境影響評価方法書」ではないのか?ほかの書類の意見書になるのではないのか? また、キロワットの表示が「kw」とあるが、「kW」ではないのか? (4 ページ、11 ページ) 法律に基づいた書類を作成しているとは、恥ずかしい限りである。 さらに、まえがきでは『環境影響評価は、下図に示すとおり「配慮書」、「方法書」、「準備書」の各図書に対して、一般の方々や都道府県知事等から意見を頂き、その結果を以降の手続きに反映させる仕組みとなっています。』とある。 しかし、配慮書での規模は最大出力 171,000kW、基数は最大 45 基とあったものが方法書では、総発電出力が最大で 190,000kW、基数は最大 50 基と増えた。 配慮書から方法書へと進む過程で、経済産業大臣勧告や環境大臣意見や北海道知事意見を真摯に受け止めていない。その結果を以降の手続きに反映させていない。重大な環境影響を回避または低減を、事業者はしていない。 事業者である、有限会社 稚内グリーンファクトリーは、環境影響を真剣に評価しようとしているとは思えない。また、電気事業を真剣にとらえているとは思えない。 1 割以上の規模の拡大である。 そもそも、配慮書の最大出力 171,000kW というのは、石狩湾新港で建設中あるいは建設予定の陸上風力・洋上風力をすべて合わせた出力にほぼ匹敵する、非常に大きな数字である。経済産業大臣勧告並びに北海道知事意見は、環境影響の重大な懸念を示して、基数の削減を含む事業の見直しを求めている。これを受けた方法書では、事業者は対象事業実施区域の面積のみを縮小し、総発電出力だけでなく、3,800～4,300kW と風力発電機の単機出力の増強も図っている。 経産大臣や北海道知事の意見を理解できていない事業者ではないのか、または、無視しているのか。環境影響評価法を無視しているというのか。 このような方法書を作成する、有限会社 稚内グリーンファクトリーは、(仮称)増毛町風力発電事業を撤回せよ。	「kW」の記載について、ご指摘ありがとうございます。準備書以降の図書では修正致します。 本事業は国及び北海道のエネルギー政策に即したものであり、再生可能エネルギーである風力資源を利用した風力発電所を建設し、地元の活性化を図ると共に、地球温暖化対策、さらにはわが国のエネルギー自給率の向上に寄与することを目的とし、法手続きに基づいた適切な環境影響評価を進めてまいります。 今後の調査・予測の結果、環境への影響があると判断される場合には、適切な環境保全措置を講じます。

No.	意見の概要	事業者の見解
	また、この恥ずかしい方法書を作成した株式会社建設環境研究所は、恥の上塗りになるため、(仮称)増毛町風力発電事業 環境影響評価手続きから撤退すべきである。	
55	○単機出力 3,800～4,300kW の風力発電機が、50 基近く建設された場合の騒音・超低周波音については、方法書でパワーアップしているの、非常に心配している。配慮書で人間の生活環境に重大な影響があると指摘されていたものが、方法書で増強されたので、さらに心配をしている。 また、漁業影響についても非常に懸念している。 石狩市厚田区小谷に、生活クラブ生協が建設した自称 2,000kW の風車 2 基が 2014 年 12 月から稼働・発電している。その前年まで、小谷地区には毎年のようにニシンの群来があり、海岸が白濁する様子が写其にも撮られていたが、風車が建設されてからは、群来はなくなり、白濁も見られなくなった。漁業者の話では「厚田区全体では、ニシンの漁獲量は増えて、群来も見られる地域もあるが、小谷地区に限ってはニシンが寄ってこなくなった」と聞いている。風車と海岸の距離は 1.3km 位で、このようなことになっている。原因が何なのかわからないが、地面を伝わる振動かもしれないと、心配している。 パワーアップした総発電出力と単機出力は、想定外の事態を引き起こすこともありうるので、(仮称)増毛町風力発電事業は撤回すべきである。	施設の稼働に係る騒音・超低周波音については、適切な調査、予測及び評価を実施いたします。 なお、風車の稼働に係る振動については、「発電所に係る環境影響評価の手引(平成 29 年 5 月)」では、『特段問題となるような振動レベルではないことから、参考項目として設定しない(p.195)』とされており、調査対象に選定しておりません。
56	○暑寒別天売焼尻固定公園に隣接していること、また、増毛山道が近年復活されたことなど、自然や歴史を生かした観光資源、となっている地域である。人々の憩いの空間に、巨大な産業機械である風車(ブレードの最高到達点 175 m)が 50 基近くも林立するのは、異様な光景であり、来観を著しく壊すものである。	方法書に示すとおり適切に調査、予測及び評価を実施いたします。
57	暑寒別天売焼尻国定公園に通じる道路、登山道(箸別コース)にあまりにも近過ぎはしないか。ラムサール条約登録湿地である雨竜沼に近いこともあり、対象事業実施区域周辺では、オジロワシ、イヌワシ、クマタカ等の希少猛禽類の生息が確認されているほか、ハクチョウ類及びガン類の渡りの経路となっている可能性がある。	本事業の調査計画については、専門家の助言を踏まえ計画しております。調査結果についても、専門家へのヒアリングのもと、適切に調査、予測及び評価を行ってまいります

No.	意見の概要	事業者の見解
58	増毛山道については、今から 160 年ほど前、安政 4 年(1857 年)、増毛の漁場を請け負っていた商人の伊達林右衛門が山道の開削をした(現在の増毛町の別刈と石狩市の幌の区間)。その後、増毛山道は整備もされずに廃れていったが、NPO 法人増毛山道の会が整備をして復活させた。 増毛山道からみた景観が台無しになると思われる。豊かな自然に親しみ、歴史を感じる空間に、50 基もの巨大な風車は建ててはならない。 (仮称)増毛町風力発電事業は、撤回すべきである。	増毛山道については再生の取組が進められていることを鑑み、増毛町観光協会を通じて情報収集を進め、今後の利用者動向等を踏まえ、必要に応じて追加調査を検討し、適切に調査、予測及び評価を実施いたします。
59	○「(仮称)増毛町風力発電事業 環境影響評価方法書」のインターネット上の閲覧は、1 月 12 日で終了となった。広く意見書を求めるのであれば、意見書の締め切り日さらにはそれ以降も閲覧できるようにするべきではないか? また、アセス書をじっくり読もうと思ってもインターネットの閲覧期間は短すぎるのである。プリントアウトできないので、じっくり読めないのである。ぜひ、コピーを可能にしてください。 有限会社 稚内グリーンファクトリーが石狩市に建設予定の「(仮称)石狩望来風力発電事業 環境影響評価方法書」(2017 年 11 月、自主アセス、4,999kW)は、意見書の締め切り(2017 年 12 月 20 日)が過ぎてもさらに 20 日以上も閲覧可能だ、ったのだから、この案件も同様にすべきである。 事業者が方法書のインターネットの閲覧可能期間を設定するのに、規模が小さい自主アセスについては長い期間を、開発規模の大きい法アセスについては短い期間を設定するのは、非常におかしい。 この(仮称)増毛町風力発電事業から事業者は撤退すべきである。	ご意見を参考として、準備書以降の手続きで検討いたします。

○日刊新聞紙における公告

北海道新聞 旭川北見版（朝刊）（平成 29 年 12 月 7 日（木）付）

お知らせ

環境影響評価法に基づき、「(仮称)増毛町風力発電事業 環境影響評価方法書」を縦覧し、説明会を開催いたします。

一、事業者の名称 有限会社 稚内グリーンファクトリー
代表者の氏名 代表取締役 渡辺 義範
事業者の所在地 北海道稚内市大字宗谷村字増毛 1086 番地
二、対象事業の名称 (仮称) 増毛町風力発電事業
種類 風力発電所設置事業
規模 発電設備出力 最大 19 万 kW
三、対象事業実施区域 北海道増毛郡増毛町の山稜上
四、関係地域の範囲 北海道留萌振興局保健環境部環境生活課、北海道空知総合振興局保健環境部環境生活課、北海道空知総合振興局企画財政課、留萌市役所政策調整課、雨竜町役場産業建設課土木担当、北竜町役場庁舎内(いずれも開庁・開館時のみ)
五、縦覧の場所 電子縦覧 <http://www.w-greenfactory.co.jp/mashike/houhosyo/top.html>
期間 平成 29 年 12 月 7 日(木)から平成 30 年 1 月 12 日(金)まで
六、意見書の提出 環境影響評価方法書について、環境保全の見地からのご意見をお持ちの方は、書面に住所、氏名、ご意見(意見の理由を含む)をご記入のうえ、縦覧場所に備え付けておきます意見書箱にご投函下さるか、平成 30 年 1 月 29 日(月)までに「八、問い合わせ先」へ郵送ください(当日消印有効)
七、住民説明会の開催を予定する場所・時間 増毛町文化センター(増毛郡増毛町南島中町 2 丁目 25) 平成 29 年 12 月 21 日(木)午後 6 時半から午後 8 時まで
八、問い合わせ先 有限会社 稚内グリーンファクトリー 〒098-6644 北海道稚内市大字宗谷村字増毛 1086 番地 電話 0162(26) 2641 担当 渡辺(ワタナベ)

日刊留萌新聞（夕刊）（平成 29 年 12 月 7 日（木）付）

お知らせ

環境影響評価法に基づき、「(仮称)増毛町風力発電事業 環境影響評価方法書」を縦覧し、説明会を開催いたします。

一、事業者の名称 有限会社 稚内グリーンファクトリー
代表者の氏名 代表取締役 渡辺 義範
所在地 北海道稚内市大字宗谷村字増毛 1086 番地
二、対象事業の名称 (仮称) 増毛町風力発電事業
種類 風力発電所設置事業
規模 発電設備出力 最大 19 万 kW
三、対象事業実施区域 北海道増毛郡増毛町の山稜上
四、関係地域の範囲 北海道増毛郡増毛町、留萌市、北竜町、雨竜町
五、縦覧の場所 北海道留萌振興局保健環境部環境生活課 北海道空知総合振興局保健環境部環境生活課、増毛町役場企画財政課、留萌市役所政策調整課、雨竜町役場産業建設課土木担当、北竜町役場庁舎内(いずれも開庁・開館時のみ)
電子縦覧 <http://www.w-greenfactory.co.jp/mashike/houhosyo/top.html>
期間 平成 29 年 12 月 7 日(木)から平成 30 年 1 月 12 日(金)
六、意見書の提出 環境影響評価方法書について、環境保全の見地からのご意見をお持ちの方は、書面に住所、氏名、ご意見(意見の理由を含む)をご記入のうえ、縦覧場所に備え付けておきます意見書箱にご投函下さるか、平成 30 年 1 月 29 日(月)までに「八、問い合わせ先」へ郵送ください(当日消印有効)
七、住民説明会の開催を予定する場所・時間 増毛町文化センター(増毛郡増毛町南島中町 2 丁目 25) 平成 29 年 12 月 21 日(木)午後 6 時半から午後 8 時まで
八、問い合わせ先 有限会社 稚内グリーンファクトリー 〒098-6644 北海道稚内市大字宗谷村字増毛 1086 番地 電話 0162(26) 2641 担当 渡辺(ワタナベ)

○地方公共団体の公報、広報誌によるお知らせ

広報ましけ 12月号(平成29年12月5日発行)

暮らしの情報

増毛町立増毛(あづる)保育所臨時保育士

■募集人数

臨時保育士 1名

■応募資格

保育士及び幼稚園教諭の資格を有する方が資格取得見込みの方で、増毛町に在又は通勤可能な方

■賃金

月額154,900円以上(その他各種手当あり)

※経験年数により決定いたします。

■採用期日

平成30年4月1日

■勤務条件

8時30分～16時45分

※3交代勤務・土曜勤務等を要相談

■応募方法

平成30年2月28日(水)までに履歴書と資格証の写しを提出してください。

取得見込みの方は学校等の取得見込証明書等を提出してください。(郵送可・期日必着)

■応募・問合せ先

役場福祉厚生課・民生係

(電話 53-3111)

お知らせ

歳末見舞金配分事業受付の延長について

皆様から寄せられた歳末たすけあい募金を原資として、町社会福祉協議会が行っております「歳末見舞金配分事業」ですが、広報ましけ11月号折込チラシでお知らせしていた申請の受付を、12月11日(月)まで延長することとしました。申請を忘れていた方は、地区担当の民生委員にご相談下さい。

町増毛町社会福祉協議会
(電話 53-3600)

オーベルジュましけ浴場行き送迎バスのお知らせ

町では、岩尾温泉あつたまーるが休業する期間、オーベルジュましけを利用する高齢者などを対象に送迎バスを運行します。

運行期間は12月4日から3月26日までの毎週月曜日です。バスの運行時間及び停留所は、11月号広報の折込チラシをご覧ください。

町福祉厚生課・民生係(電話 53-3111 内線 514)

元陣屋まつり

元陣屋を会場に、クリスマスにちなんだワークショップを開催します。たくさんのご来場お待ちしております。なお、参加には申込が必要です。



■開催日時

12月16日(土) 13時30分～

■開催場所 元陣屋

■対象 幼児・小学生

■入場料 無料

※事前に申込み願います。

町総合交流促進施設元陣屋
(電話 53-3522)

平成30年増毛町成人式

■開催日時

平成30年1月7日(日) 14時00分

■開催場所

文化センター大ホール

■対象者

平成9年4月2日～平成10年4月1日生

【内容】

大人としての第一歩を記念して式典と祝賀会を開催します。

増毛町に住民登録をされている方には、すでにご案内をしておりますが、他の市町村に転出され、出席を希望される方は12月12日(火)までにご連絡ください。

また、成人式の実行委員を募集していますので、成人者でお手伝いをしていただける方も12月12日(火)ま

でのご連絡願います。

町教育委員会・地域学習課

社会教育係(電話 53-2427)

風力発電事業関連書類の縦覧と住民説明会の開催について

広く意見を募集します! 「環境影響評価法」に基づき、「(仮称)増毛町風力発電事業 環境影響評価方法書」を縦覧し、説明会を開催いたします。

■事業者の名称

有限会社 稚内グリーン

■代表取締役

渡辺 義範

■対象事業名

(仮称)増毛町風力発電事業

■種類

種類…風力発電所設置事業

・発電設備出力…最大19万kw

■対象事業実施区域

増毛町の山稜上

■関係地域の範囲

増毛町、留萌市、北竜町、雨竜町

暮らしの情報

縦覧の場所

・冊子での縦覧
北海道留萌振興局保健環境部環境生活課、増毛町役場企画財政課、留萌市役所政策調整課（いずれも開庁・開館時のみ）

電子縦覧

事業者ホームページ
<http://www.w-are-enfactory.co.jp/>

縦覧期間

12月7日（木）～
1月12日（金）

意見書の提出方法

環境影響評価方法書について、環境保全の見地からの意見をお持ちの方は、書面に住所、氏名、ご意見（意見の理由を含む）をご記入のうえ、縦覧場所に備え付けておきます意見書箱にご投函下さるか、1月29日（月）までに左記までご郵送ください。※当日消印有効

住民説明会

日時

平成29年12月21日（木）
午後6時半から午後8時まで

開催場所 文化センター

提出・問合せ

（有）稚内グリーンファクトリー（担当：渡辺）
稚内市大字宗谷村字増幌1086番地（電話0112612641）

除雪機を貸し出します

自力で除雪を行うことが困難な世帯に対する支援除雪や、地域の交通確保のためのボランティア除雪などに、除雪機の貸し出しを行います。また、除雪機を運搬する軽トラックの貸し出しもできます。

対象

除雪支援又はボランティア除雪を行う自治会、団体、グループ等

貸出期間

平成29年12月10日～
平成30年3月31日
午前9時から午後5時まで（土・日・祝祭日も貸し出し致します。）

申込み・注意事項等

★事前に社会福祉協議会に連絡して下さい。除雪機を貸し出しする際に申請

書を提出していただきます。軽トラックを利用する場合は、その時に申込をしてください。

★除雪機の運搬等は利用者が行つて下さい。燃料代も利用者負担となります。

★その他、不明な点は社会福祉協議会にお尋ね下さい。

★貸し出し機種「ヤマハ Y T-1390 EXR」

（全高1.36m、全長1.70m、全幅0.93m）



増毛町社会福祉協議会
（電話5313600）

日曜当番医
（留萌市）
西原 腎・泌尿器科
クリニク
（花園町1丁目）
電話 5611678

はなれて暮らす ご家族をつなぐ 郵便局のみまもりサービス

○みまもり訪問サービス

郵便局社員等（弊社が委託した者を含みます。）が、月1回、ご利用者宅を訪問し、会話を通じてご利用者の生活状況を確認し、ご指定の報告先に電子メール（PDFファイル）でご報告します。

- ・確認項目は10項目（7項目＋選べる3項目）
- ・報告先は最大3名
- ・サービス料金：2,500円／月（税抜）



○みまもりでんわサービス

毎日、ご指定の電話番号へ、電話をお掛けし、自動音声に対する回答をご指定の報告先に電子メールでご報告します。

- ・「本日の体調はいかがですか」という自動音声流れます
- ・回答選択肢は「元気です」、「いつも通りです」、「元気がありません」
- ・報告先は最大4名
- ・固定電話コース：980円／月（税抜）
- ・携帯電話コース：1,180円／月（税抜）



◆さらにオプションで「駆けつけサービス」もごさいます。

郵便局のみまもりサービスのお問い合わせはお近くの郵便局又はお客さまサービス相談センターへ

【サービスに関するお問い合わせ先】

お客さまサービス相談センター

（フリーコール）

0120-23-28-86

携帯電話から 0570-046-666（通話料有料）

受付時間：平日 9:00～22:00 土・日・休日 9:00～22:00

広報ましけ 2017. 12 16

広報るもい 12 月号

留萌市以外から
のお知らせ 「陸上自衛隊高等工科学学校受験者」
募集のご案内

▼自衛隊では、陸上自衛隊高等工科学学校への入学を希望する受験者を募集しています。

詳しくは、下記へお問い合わせください。

☎ 中学校を卒業した 15 歳以上 17 歳未満の男子
(卒業見込みも含む)

☎ 次の日程で 1 次試験を実施します。

日 程 1 月 20 日 (土)

会 場 陸上自衛隊留萌駐屯地

種 目 筆記試験

(国語、数学、社会、理科、英語、作文)

☎ 1 月 9 日 (火) までに下記へお申し込みください。
(土・日曜日、祝日、年末年始を除く)

☎ 自衛隊旭川地方協力本部留萌地域事務所

☎ 42-4650

留萌市以外から
のお知らせ 「放送大学 4 月入学生募集」のご案内

▼放送大学では、「平成 30 年 4 月入学生」を募集しています。

放送大学は、テレビなどの放送やインターネットで授業を行う通信制の大学で、心理学・福祉・経済・歴史・文学・自然科学分野など約 300 科目の中から、ご自身が関心のあるものを自由に選べ、1 科目だけでも学ぶことができます。

ご希望の方には、詳しい資料を無料で送付しますので、お気軽に下記へお問い合わせください。また、放送大学ホームページ (<http://www.ouj.ac.jp>) でもご覧いただけます。

☎ 授業料 (半年間) 1 科目 11,000 円

※入学金が別途掛かります。

☎ 出願期間 1 回目: 12 月 1 日 (金) ~ 2 月 28 日 (火)
2 回目: 3 月 1 日 (火) ~ 20 日 (火)

※インターネット出願も可能です。

☎ 放送大学北海道学習センター

☎ 011-736-6318

留萌市以外から
のお知らせ 「(仮称) 増毛町風力発電事業 環境
影響評価方法書」の縦覧について

▼有限会社稚内グリーンファクトリーでは、「環境影響評価法」に基づき、「(仮称) 増毛町風力発電事業 環境影響評価方法書」の縦覧を行うほか、12 月 21 日 (木) 午後 6 時半から増毛町文化センターで住民説明会を開催します。詳しくは、下記へお問い合わせください。

☎ 縦覧期間 12 月 7 日 (木) ~ 1 月 12 日 (金)

縦覧場所 ①留萌振興局環境生活課

②増毛町企画財政課

③市・政策調整課

(いずれも開庁・開館時のみ縦覧可能)

※専用ホームページ (<http://www.w-greenfactory.co.jp/mashike/hairyo/top.html>) でもご覧いただけます。

意見提出期限

意見書は、1 月 29 日 (月) までに書面 (任意様式) で縦覧場所の各課へ提出 (土・日曜日、祝日を除く) いただくか、有限会社稚内グリーンファクトリー (〒098-6644 稚内市大字宗谷村字増幌 1086 番地) へ郵送してください。
(郵送の場合は当日消印有効)

☎ 有限会社稚内グリーンファクトリー

☎ 0162-26-2641 (担当: 渡辺)

留萌市以外から
のお知らせ 「無期転換ルール」をご存じですか

▼無期転換ルールとは、平成 25 年 4 月に施行された制度で、有期労働契約が反復更新されて通算 5 年を超えた労働者 (契約社員やアルバイト、派遣社員などを含む) が申し込むことで、期間の定めのない労働契約 (無期労働契約) に転換することが可能です。無期労働契約への申込権が本格的に発生する平成 30 年 4 月まではおよそ半年となりました。

詳しくは、下記へお問い合わせください。

☎ 北海道労働局雇用環境・均等部指導課

☎ 011-709-2715

ともに前を向き、ともに歩み、
“豊かな暮らし”を叶えてゆく。

身も心も寄り添って前に進めるのは、
いつも相手のことを考え、どんな暮らしを
実現していきたいのかを理解しているから。
昨日より、ずっともっといい毎日を送って欲しいから、
叶えたい想いに終わりは無い。



全道に広がる48事業所の
ネットワークで皆様をしっかりサポート

株式会社
萌福祉サービス

〒077-0042
留萌市開港町1丁目2番1号
TEL 0164-49-2258
FAX 0164-49-2278
<http://www.moe-fukushi.com/>

ME

moe-fukushi



インフォメーション Info.

戸籍 [Registration]

おくやみ申し上げます

氏名 年齢 世帯主 住所
加津 みゆき 53歳 春雄 3町内

さようならお元気で

青山 海香 (滝川市)

ご厚志 [Donation]

ふるさと納税

2,829件 34,016,001円

(今年度累計 11月15日現在)

雨竜町社会福祉協議会・
社会福祉事業資金として
雨竜町食生活改善協議会

HAPPY 1st.
BIRTHDAY
12 月生まれ



さとう らいと ちゃん
佐藤 光 ちゃん
第11町内 H28.12.17生
(佐藤令一・晴佳)



くどう あらた ちゃん
工藤 新大 ちゃん
第10町内 H28.12.26生
(工藤祐馬・菜美子)

・天気予報や雪崩の危険性など最新の状況を確認しましょう。
・万が一に備えて携帯電話やGPSを携帯しましょう。

年末年始の公共施設 休業のお知らせ

■雨竜町役場(教育委員会を含む)

12月30日(土)～1月8日(月)

※1月4日(木)午前8時30分～12時まで
に限り、住民課窓口と税務窓口を臨時
的に開設し、戸籍謄本・抄本・住民票・
印鑑登録証明書の発行業務、納税業務
を行います。

■雨竜町公民館

12月30日(土)～1月5日(金)

■雨竜町農村環境改善センター

12月30日(土)～1月5日(金)

■雨竜町ふれあいセンター

12月31日(日)～1月5日(金)

■道の駅「田園の里うりゅう」
12月31日(日)～1月2日(火)

※トイレは通常どおり利用できます。

■いきいき館大浴場

12月30日(土) 通常営業

12月31日(日) 11時～17時営業

1月1日(月)～2日(火) 休館

1月3日(水) 通常営業

平成30年度公共職業 訓練生募集

スキルアップセンター空知 ☎24・18880

▼募集科目 板金科および電気工事科

▼訓練期間 平成30年4月20日～平成

31年3月14日(1年間)

▼応募資格 平成30年3月に中学生以

上を卒業する方(見込み含む)、一般

求職者

▼授業料 無料(別途入学諸経費とし

て5万5千円予定)

▼場所 スキルアップセンター空知

▼定員 各科10名

▼申込期限 平成30年1月17日(水)

一般住民講座

スキルアップセンター空知 ☎24・18880

▼コース名 ワード応用

チラシや名刺・誕生日カードなどの

身近な題材で、ワードを用いた作品つ

くりの楽しさや日常生活での活用方法

などを行います。

▼日程 平成30年1月9日～2月2日

の火曜日・金曜日(8日間)

▼時間帯 18時30分～20時30分

▼受講料 1万2500円(テキスト

代・消費税含む)

※開講日に当センター受付でお支払い

ください。

▼会場 スキルアップセンター空知

▼定員 10人(5人未満の場合は中止)

▼対象者 ワードの基本操作ができる

方

▼申込み 電話でお申し込みください

(平日9時～17時30分)

▼締切 12月26日(火)

増毛町風力発電事業 環境影響評価について

有限会社椎川グリーンファクトリー

☎0162・26・2641

増毛町に風力発電装置が設置され、

雪寒別岳からの景観を損なう恐れがあ

ることから「環境影響評価法」に基づき、

「増毛町風力発電事業環境影響評価方

法書」を縦覧し、説明会が開催されます。

▼縦覧期間 12月7日(木)～1月12日(金)

▼縦覧場所 役場産業建設課土木担当

電子縦覧は左記URLより

<http://www.v-greenfactory.co.jp/mashke/houhosyo/top.html>

環境影響評価方法書に対する意見書

の提出について

▼提出期間 12月7日(木)～1月29日(月)

▼提出場所 役場産業建設課土木担当

▼住民説明会

▼日時 12月21日(木) 18時30分～20時

▼場所 増毛町文化センター

○インターネットによる「お知らせ」

(北海道のウェブサイト)

稚内珪藻土粉碎販売、有限会社稚内グリーンファクトリー

(仮称) 増毛町風力発電事業環境影響評価方法書の縦覧について

当社は、環境影響評価法に基づき、「(仮称) 増毛町風力発電事業環境影響評価方法書」(以下、「方法書」)を平成29年12月6日付で経済産業大臣に届け出るとともに、北海道知事、増毛町長、留萌市長、雨竜町長、北竜町長へ送付しました。

方法書について、下記のとおり縦覧を行います。

■ 方法書の縦覧について

縦覧場所	時間
北海道留萌振興局 保健環境部環境生活課	いずれも開庁・開館時のみ
北海道空知総合振興局 保健環境部環境生活課	
増毛町役場 企画財政課	
雨竜町役場 産業建設課	
北竜町役場 企画振興課	
留萌市役所 政策調整課	
縦覧期間	
平成29年12月7日（木）～平成30年1月12日（金） （土・日・祝祭日、施設の休館日を除く）	

■ インターネットによる縦覧

※Windows10 Internet Explorer11でご覧いただけます。

それ以外の環境では正常に表示できない可能性があります。

■ 方法書

[表紙目次](#)

- 第1章 [事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地](#)
- 第2章 [対象事業の目的及び内容](#)
- 第3章 [対象事業実施区域及びその周囲の概況](#)
 - [3.1 自然的状況](#)
 - [3.2 社会的状況](#)
- 第4章 [第一種事業に係る計画段階配慮事項に関する調査、予測及び評価の結果](#)
- 第5章 [配慮書に対する経済産業大臣の意見及び事業者の見解](#)

稚内珪藻土粉碎販売、有限会社稚内グリーンファクトリー

- 第6章 [対象事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法](#)
- 第7章 [その他環境省令で定める事項](#)
- 第8章 [環境影響評価を委託した事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地](#)
- [資料編](#)
- [要約書](#)

意見書の提出について

方法書について環境の保全の見地からのご意見をお持ちの方は、氏名、住所及びご意見をご記入のうえ、以下のいずれかの方法で意見書をお寄せください。

(1)縦覧場所に備え付けの意見書箱に投函（平成30年1月29日（月）まで）

(2)当社宛に郵送

〒098-6644 北海道稚内市大字宗谷村字増幌1086番地

有限会社 稚内グリーンファクトリー 宛

（平成30年1月29日（月）当日消印有効）

[意見書用紙](#)

事業計画並びに環境保全のための方法書に関する住民説明会

開催場所	日時
増毛町文化センター(増毛郡増毛町南畠中町2丁目25)	平成29年12月21日(木) 18:30～20:00

お問合せ先

有限会社 稚内グリーンファクトリー

担当 渡辺（ワタナベ）

電話 (0162)26-2641

（土・日・祝祭日を除く、午前9時～午後5時まで）

• [TOP](#)

○インターネットによる「お知らせ」

(増毛町のウェブサイト)

**「(仮称) 増毛町風力発電事業 環境影響評価方法書」の
縦覧及び説明会について (公告)**

環境影響評価法に基づき、「(仮称) 増毛町風力発電事業 環境影響評価方法書」を縦覧し、説明会を開催いたします。

【事業者の名称】

有限会社 稚内グリーンファクトリー

代表者 代表取締役 渡辺 義範

【対象事業名】

(仮称) 増毛町風力発電事業

・種類: 風力発電所設置事業

・発電設備出力: 最大19万kw

【対象事業実施区域】

増毛町の山陵上

【関係地域の範囲】

増毛町、留萌市、北竜町、雨竜町

【縦覧の場所】

・冊子での縦覧

北海道留萌振興局保健環境部環境生活課、増毛町役場企画財政課、留萌市役所政策調整課

(いずれも開庁・開館時のみ)

・電子縦覧

事業者ホームページ <http://www.w-greenfactory.co.jp/>

【縦覧期間】

平成29年12月7日(木) ~ 平成30年1月12日(金)

【意見書の提出方法】

環境影響評価方法書について、環境保全の見地からのご意見をお持ちの方は、書面に住所、氏名、ご意見(意見の理由を含む)をご記入のうえ、縦覧場所に備え付けております意見書箱にご投函下さるか、平成30年1月29日(月)までに問い合わせ先へ郵送ください。(※当日消印有効)

【住民説明会の開催を予定する場所・時間】

増毛町文化センター(増毛郡増毛町南畠中町2丁目25)

平成29年12月21日(木) 午後6時30分から午後8時まで

【提出・問い合わせ先】

有限会社 稚内グリーンファクトリー

〒098-6644 北海道稚内市大字宗谷村字増幌1086番地

TEL: 0162-26-2641 / 担当 渡辺(ワタナベ)

○インターネットによる「お知らせ」

(雨竜町のウェブサイト)

「(仮称) 増毛町風力発電事業 環境影響評価方法書」の縦覧について - 北海道雨竜町公式ホームページ

現在地 [トップページ](#) > [組織でさがす](#) > 「(仮称) 増毛町風力発電事業 環境影響評価方法書」の縦覧について

「(仮称) 増毛町風力発電事業 環境影響評価方法書」の縦覧について

[通常ページへ戻る](#) 更新日：2017年12月7日更新

[facebook](#) [Tweet](#)

増毛町内で事業が計画されている「(仮称) 増毛町風力発電事業」において、「環境影響評価方法書」の縦覧を次のとおり実施しますので、お知らせいたします。

- ・縦覧期間 平成29年12月7日(木曜日) から平成30年1月12日(金曜日)まで
- ・縦覧場所 雨竜町役場産業建設課カウンター
- ・閲覧時間 午前8時30分から午後5時15分まで (平日の開庁から閉庁までの時間帯)
- ・電子縦覧 <http://www.w-greenfactory.co.jp/mashike/houhosyo/top.html>
- ・その他 縦覧場所において、縦覧者名簿、意見書用紙、意見書投函用ボックス等を設置しています。

このページに関するお問い合わせ

[産業建設課 林業担当](#)
〒078-2692 北海道雨竜郡雨竜町字フシコウリウ104番地 Tel：0125-77-2214 Fax：0125-78-3122
[メールでのお問い合わせはこちら](#)

<https://www.town.uryu.hokkaido.jp/soshiki/ringyou/tozansyuuryou.html>[2018/01/11 10:50:14]

○インターネットによる「お知らせ」

(北竜町のウェブサイト)

北竜町



北竜町
HOKKAIDO HOKURYU TOWN

文字サイズ
標準
NORMAL

文字サイズ
拡大
LARGE

言語を選択 ▼

ホーム
HOME

北竜町へようこそ
WELCOME

くらしのガイド
TOWN GUIDE

観光情報
SIGHTSEEING

施設案内
FACILITY GUIDE

日本一を誇るひまわりの里
HOKKAIDO HOKURYU TOWN

ようこそ北竜町へ

〒078-2512 北海道雨竜郡北竜町字和11番地1 電話 0164-34-2111 / FAX 0164-34-2117



町長室へようこそ

北竜町 佐野 豊 町長

佐野町長とふれあい
対話プロジェクト

町長室開放デー
1月15日

(仮称)増毛町風力発電事業環境影響評価方法書の縦覧について

2017/12/08 (金)

(仮称) 増毛町風力発電事業環境影響評価方法書の縦覧について、次の通りお知らせいたします。

環境影響評価方法書の縦覧について (公告)

環境影響評価法に基づき、「(仮称) 増毛町風力発電事業 環境影響評価方法書」を作成しましたので、次のとおり公告し、住民説明会を開催いたします。

- 事業者の名称 有限会社 稚内グリーンファクトリー
- 代表者 代表取締役 渡辺 義範
- 所在地 北海道稚内市大字宗谷村字増毛 1066 番地
- 環境影響評価方法書の縦覧 (仮称) 増毛町風力発電事業 環境影響評価方法書 (案) 縦覧場所: 北海道留萌振興局保健環境部環境生活課、北海道空知総合振興局保健環境部環境生活課、増毛町役場企画財政課、留萌市役所政策調整課、雨竜町役場産業建設課 土本担当、北竜町役場庁舎内 (いずれも開庁・開館時のみ) 縦覧期間: 平成 29 年 12 月 7 日(木)から平成 30 年 1 月 12 日 (金) まで 縦覧時間: 開庁日の午前 9 時から午後 5 時まで (開庁時間に準ずる) 電子縦覧: <http://www.w-greenfactory.co.jp/mashiko/hokubussyo/tep.htm>
- 対象事業の概要 事業名称: (仮称) 増毛町風力発電事業 対象事業実施区域: 北海道増毛郡増毛町の山腹上 対象事業規模: 発電設備出力 最大 1.9 万 kW 関係地域の範囲: 北海道増毛郡増毛町、留萌市、北竜町、雨竜町
- 意見書の提出 環境影響評価方法書について、環境保全の見地からのご意見をお持ちの方は、書面に住所、氏名、ご意見(意見の理由を含む)をご記入のうえ、縦覧場所に備え付けてあります意見書欄にご投函下さるか、下記お問い合わせ先へ郵送ください (当日消印有効) 提出期間 平成 29 年 12 月 7 日(木)から平成 30 年 1 月 29 日 (月)
- 住民説明会を予定する場所・時間 場所: 増毛町文化センター(増毛郡増毛町南品中町 2 丁目 259) 時間: 平成 29 年 12 月 21 日(木) 18:30~20:00
- 意見書の提出先及びお問い合わせ先 〒099-0644 北海道稚内市大字宗谷村字増毛 1066 番地 有限会社 稚内グリーンファクトリー TEL: 0162 (26) 2641 / 担当 村井 (ワタナベ)

広報ほくりゅう

北竜町例規集

北竜町議会・監査委員

ごみ収集カレンダー

地図・アクセス情報

メールによるお問い合わせ
info@town.hokuryu.hokkaido.jp
こちらのアドレスから送受信します。

人口・世帯数
(平成30年1月1日現在)
人口 1,910人 | 世帯数 843世帯
男性 915人 | 女性 995人
(外国人住民含む)

Contact address

北竜町役場
〒078-2512
雨竜郡北竜町字和11番地1

Information

お問い合わせ
8:30~17:15
☎ 0164-34-2111
☎ 0164-34-2117



北竜町で暮らしてみませんか
北竜町庁舎・雨竜郡庁舎
Hokkai-Do



サンフラワー北竜
道の駅
北竜町気象Web



ひまわりの里 県産寄付
「ふるさと納税」のご案内
北竜中学校



北竜町ポータル
農業体験実習生募集



北竜消防
北竜町
ひまわり防災協会

ページ先頭



ひまわりの里
北竜町
HOKKAIDO HOKURYU TOWN

ホーム
新着情報
ひまわりの里開花情報

北竜町 町長室
北竜町へようこそ
くらしのガイド

観光情報
施設案内
広報ほくりゅう

北竜町議会・監査委員
ごみ収集カレンダー
リンク

日本一を誇るひまわりの里 北海道北竜町役場ホームページ | Copyright © Hokuryu-town. All rights reserved.

○インターネットによる「お知らせ」

【電子縦覧・縦覧場所・意見書の提出について】

(有限会社 稚内グリーンファクトリー ウェブサイト)

稚内珪藻土粉碎販売、有限会社稚内グリーンファクトリー

(仮称) 増毛町風力発電事業環境影響評価方法書の縦覧について

当社は、環境影響評価法に基づき、「(仮称) 増毛町風力発電事業環境影響評価方法書」(以下、「方法書」)を平成29年12月6日付で経済産業大臣に届け出るとともに、北海道知事、増毛町長、留萌市長、雨竜町長、北竜町長へ送付しました。
方法書について、下記のとおり縦覧を行います。

■ 方法書の縦覧について

縦覧場所	時間
北海道留萌振興局 保健環境部環境生活課	
北海道空知総合振興局 保健環境部環境生活課	
増毛町役場 企画財政課	いずれも開庁・開館時のみ
雨竜町役場 産業建設課	
北竜町役場 企画振興課	
留萌市役所 政策調整課	
縦覧期間	
平成29年12月7日（木）～平成30年1月12日（金） （土・日・祝祭日、施設の休館日を除く）	

■ インターネットによる縦覧

※Windows10 Internet Explorer11でご覧いただけます。
それ以外の環境では正常に表示できない可能性があります。

■ 方法書

[表紙目次](#)

- 第1章 [事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地](#)
- 第2章 [対象事業の目的及び内容](#)
- 第3章 対象事業実施区域及びその周囲の概況
 - [3.1 自然的状況](#)
 - [3.2 社会的状況](#)
- 第4章 [第一種事業に係る計画段階配慮事項に関する調査、予測及び評価の結果](#)
- 第5章 [配慮書に対する経済産業大臣の意見及び事業者の見解](#)

稚内珪藻土粉碎販売、有限会社稚内グリーンファクトリー

- 第6章 [対象事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法](#)
- 第7章 [その他環境省令で定める事項](#)
- 第8章 [環境影響評価を委託した事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地](#)
- [資料編](#)
- [要約書](#)

意見書の提出について

方法書について環境の保全の見地からのご意見をお持ちの方は、氏名、住所及びご意見をご記入のうえ、以下のいずれかの方法で意見書をお寄せください。

(1)縦覧場所に備え付けの意見書箱に投函（平成30年1月29日（月）まで）

(2)当社宛に郵送

〒098-6644 北海道稚内市大字宗谷村字増幌1086番地

有限会社 稚内グリーンファクトリー 宛

（平成30年1月29日（月）当日消印有効）

[意見書用紙](#)

事業計画並びに環境保全のための方法書に関する住民説明会

開催場所	日時
増毛町文化センター(増毛郡増毛町南畠中町2丁目25)	平成29年12月21日(木) 18:30～20:00

お問合せ先

有限会社 稚内グリーンファクトリー

担当 渡辺（ワタナベ）

電話 (0162)26-2641

（土・日・祝祭日を除く、午前9時～午後5時まで）

• [TOP](#)

<http://www.w-greenfactory.co.jp/mashike/houhosyo/top.html>[2018/02/02 20:17:19]

ご意見記入用紙

ご住所

ご氏名

環境の保全の見地からのご意見をお持ちの場合は、ご記入願います。

[illegible]

〒098-6644 北海道稚内市大字宗谷村字増幌 1086 番地 (TEL 0162-26-2641)